

令和元年度 第1回 新潟市水道事業経営審議会 会議録

●日時：令和元年8月6日(火) 午後2時00分～午後3時50分

●会場：新潟市水道局 水道研修センター2階

●委員の出席状況：

(出席委員) 紅露委員、宇田委員、池田委員、大貫委員、小田委員、
加藤委員、木村委員、岸波委員、本間委員、山田委員

●傍聴者：2人

<p>事務局</p>	<p>皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 ただいまから、令和元年度第1回新潟市水道事業経営審議会を開会いたします。 当審議会は、審議会条例第5条第2項によって、委員の半数以上の出席をもって開催出来ることになっております。本日は、全委員のご出席により、有効に開催できますことを報告いたします。 なお、この審議会は公開会議としています。議事録は、委員のお名前を含め、原則的に公開する予定です。そのため、議事録について録音させていただきますことをあらかじめご了承願います。 議事に入ります前に、佐藤隆司水道事業管理者より一言ご挨拶させていただきます。</p>
<p>水道事業管理者</p>	<p>この4月から、新潟市水道事業管理者を務めております佐藤と申します。よろしくお願います。本日はお暑い中、今年度第1回の経営審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。梅雨明け以降、非常に気温が高くなっております。皆さまには、新潟市のおいしい水道水を飲んでいただいて、熱中症対策に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。 さて、この経営審議会でございますが、昨年度におきましては、皆さまからのご協力を得ながら新しい実施計画を作ることができております。新・マスタープラン中期実施計画でございますが、今後避けられない人口減少、それに伴うことが多いのですが、水需要の減少ということで、水道事業体にとりまして非常に厳しい経営状況が想定されているところでございます。このような中、経営的視点を持ちながら職員が一丸となりまして、事業の規模の適正化とか運営基盤の強化、こういったものに取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。皆さまからは、専門的知見を踏まえた外部からの視点ということで、引き続き当水道事業に対し忌憚のないご意見をいただければと考えております。 本日は、議事といたしまして、新・マスタープラン平成30年度の事業取組の評価ということでご審議いただきます。報告事項といたしまして、条例改正等もございましたので、2件ほど報告させていただきたいと思っております。我々は、新・マ</p>

	<p>スタープランの基本理念であります、すべてのお客様に信頼される水道の実現に向けまして、職員一同取り組んでまいりますので、皆さまからも引き続きご協力いただければと考えております。本日は、経営審議会へのご出席、誠にありがとうございます。</p>
<p>事務局</p>	<p>佐藤管理者、ありがとうございました。</p> <p>ここで、事務局から報告させていただきます。</p> <p>平成 30 年 6 月から委員をお務めいただきました、北陸ガス株式会社の高橋嘉津男様が、人事異動に伴い、令和元年 6 月 26 日をもって当審議会の委員を退任されました。当審議会条例第 3 条の規定により、前任者の残任期間を引き継ぐ形での委員の推薦をお願いしましたところ、同じく北陸ガス株式会社企画部次長の山田健様をご推薦いただきました。会議に先立ち、別室にて、佐藤管理者より委嘱状を交付させていただきましたことを申し上げます。</p> <p>恐れ入りますが、山田様から一言ご挨拶をちょうだいしたいと思います。よろしくお願いたします。</p>
<p>山田委員</p>	<p>北陸ガスの山田でございます。よろしくお願いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>山田様、どうもありがとうございました。</p> <p>佐藤管理者は、公務のためここで退席させていただきます。</p> <p>本日の資料の確認をさせていただきます。</p> <p>資料番号は、各資料の右上に記載されています。まず、委員の皆さまにご持参いただいております資料 1 「新・新潟市水道事業中長期経営計画～新・マスタープラン～、中期実施計画（平成 30 年度）の取り組み状況（概要版）」、資料 2 「新・マスタープラン事業評価管理シート 平成 30 年度評価結果」。このほか本日の配付資料としまして、次第、座席表と資料 3 「新・マスタープラン質問・回答」。これは、委員の皆様から事前にいただいた質問に対する回答となります。資料 4 「平成 30 年度、新・マスタープラン会長評価（案）」、資料 5 「新・マスタープラン 2 次評価事前意見表」。これは、委員の皆様から事前にいただいた、事業・取組みに対する意見となります。また、参考資料として「新・マスタープラン評価方法」を添付しております。資料 6 「新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について」。資料 7 「水道法改正（更新制度導入）経緯と手数料の新設について」。</p> <p>以上となっておりますが、不足されている資料等はございますでしょうか。ないようですのでこれより議事に入ります。</p> <p>当審議会条例第 5 条第 1 項により、会長に議長を務めていただくことになっておりますので、紅露会長に議長をお願いすることとします。紅露会長、よろしくお願いたします。</p>

<p>紅露会長</p>	<p>ご紹介いただきました、新潟大学の紅露です。</p> <p>本日は、皆さまお暑い中、貴重なお時間を割いてお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。速やかに議事を進行させていただいて、有益なご意見をいただき、有意義な議論の場にしていきたいと思っております。本日はよろしく願いいたします。</p> <p>早速であります、本日、議題は1件の予定がございます。「新・マスタープラン平成30年度事業取組の評価について」となっています。それでは、局からご説明をお願いいたします。</p>
<p>経営管理課長</p>	<p>経営管理課の倉元と申します。</p> <p>平成30年度事業取組の評価について、局内で実施した一次評価の結果等について説明します。1次評価結果については、事前に資料をお送りし、ご質問、ご意見をいただいておりますので、本日は、結果の概要のみの報告とさせていただきます。詳細には、事前にいただいている質問へのご回答として説明させていただきます。</p> <p>資料1「新・新潟市水道事業中長期経営計画～新・マスタープラン～中期実施計画（平成30年度）の取り組み状況（概要版）」の2ページをご覧ください。趣旨、事業評価の概要とありまして、中段の色の付いた四角が並んでいる部分です。1次評価につきましては、左側の、効率性総合評価、右側の有効性総合評価の二つの評価を行っています。それぞれ一番上のA「非常に高い」から、一番下のE「非常に低い」までの5段階です。なお、その下の2次評価について、一番上の拡充から一番下の縮小までの方向性について、本日の審議会において評価いただくものです。</p> <p>次に、3ページは1次評価結果の一覧表です。評価に至る目標の達成状況については、7ページから10ページまで、及び資料2の事業評価管理シート記載のとおりです。本日は、3ページの評価結果についてのみ概略を説明させていただきます。全体では効率性、有効性ともに、Cの「普通」との評価が多くなっています。上から中程の評価が灰色で、評価結果が入っていないところがありますが、これについて説明します。</p> <p>まず、中ほどの灰色の部分、浄配水施設の計画的耐震化です。これについては、平成30年度に予定した耐震化の対象施設がないことから平成30年度の評価をしなかったものです。同様に、下から8行目の評価、もう1か所、灰色で評価結果が入っていない項目があります。事業取組み名は、戦略的な広報の実施です。これにつきましては、お客様アンケートにおける広報紙の認知度を評価指標としておりましたが、このアンケートを、後ほど説明する理由により実施しなかったことにより、評価対象外としたものです。アンケートを実施しなかったことについては、お客様の意見・要望の把握、有効性評価について、Dの「低い」との評価につながっております。アンケートの未実施について、若干、説明を加えさせていただきます。</p> <p>現在、お客様向けのアンケートは、事業者向け、一般家庭向けを隔年ごとに実施</p>

	<p>しておりましたが、平成30年度は一般家庭向けのアンケートを実施する予定でした。これを実施しなかった理由は、令和3年度から後期実施計画の策定に当たり、より直近のアンケートを踏まえたものとする事から、令和元年度に実施を先送りしたものです。なお、今年度実施するアンケート結果については、今年度中の当審議会において、アンケート結果を報告させていただく予定としています。すべての評価結果において、Dの「低い」と評価した項目は、この項目のみとなっています。</p> <p>最後に、資料がなくて申し訳ありませんが、今年度の1次評価において、評価点数の付け方の考え方を改めた部分があります。具体的には、有効性評価によって、目標指標の達成状況の点数付けの部分で、前年度までの達成累計を加えていた部分がありますけども、これを加えないこととした項目があります。</p> <p>これは、昨年度のこの審議会におけるご指摘を踏まえて見直したものです。これについては、関連した質問項目がありますので、そこで具体的なものに依じて説明をさせていただきます。</p> <p>一次評価結果の概要については以上です。</p>
<p>紅露会長</p>	<p>ありがとうございます。続きまして、事前に、各委員から出されております質問に対する回答について、ご報告よろしくお願ひいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局です。各委員の皆様から、事前に提出された質問に対しまして、各担当課から回答いたします。</p> <p>資料3をご参照ください。I-1水源水質の監視から順番に回答いたします。よろしくお願ひします。</p>
<p>水質管理課長</p>	<p>水質管理課の稲田でございます。委員からのご質問につきましては、省略させていただき、回答のみとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>まずI-1水源水質の監視の一つ目の、水質事故に関するご質問ですが、水質事故は、油流出、薬品流出、魚類斃死などがあり、県内で発生した水質事故の9割近くが油流出事故となっております。その原因の大半が、個人宅における取り扱い不注意によるもので、これにより灯油が漏えいした事案になります。</p> <p>次に二つ目の、塩水遡上に関するご質問につきましては、浄水課長からお答えいたします。</p>
<p>浄水課長</p>	<p>浄水課の星野でございます。二つ目の塩水遡上について説明させていただきます。</p> <p>昨年度、取水口まで塩水が遡上した回数は、信濃川で1回、阿賀野川で2回ございました。過去においては、信濃川では昨年度を含め2回、阿賀野川では6回発生しております。</p> <p>その対策でございますが、本市の浄水施設は海水を淡水化する施設がございませんので、塩水を取水しないという措置が必要となっております。具体的には、阿賀</p>

	<p>野川では、取水塔より上流の予備取水口から取水し、塩水の影響を受けない河川水を取水しております。信濃川におきましては、信濃川下流河川事務所様と協議いたしまして、本川大橋に設置されております信濃川水門を操作していただくことにより、塩水を抑制する対応をとっております。ちなみに、資料3の2項目目、亀田郷土地改良区様「所有」と書いてございますが、申し訳ありませんが、「管理」に訂正をお願いいたします。</p>
<p>水質管理課長</p>	<p>それでは引き続きまして、三つ目の水質事故件数についてご報告いたします。</p> <p>平成30年度の信濃川及び阿賀野川の両水系で発生しました水質事故などの件数につきましては、136件となっております。水質事故発生時には、水系協議会における事故連絡体制により、上流域の情報収集や情報連絡を図ることで、浄水処理に影響が出ないように努めております。</p> <p>次にI-2、水安全計画の充実・適切な運用の一つ目になります。管理目標値の見直しのトリガーについてですが、平成27年度に実施した管理基準値の見直しについては、阿賀野川浄水場における実際の対応や浄水処理状況が、水安全計画で定めた管理基準値の内容に一部かい離があったため、実態に則したものに改定いたしました。具体的には、河川などの濁度といった、水質にかかわる管理基準値の見直しを行いました。平成30年度の改定につきましては、改定した管理基準値による運用を振り返り、より精度の高い対応となるよう、活性炭注入や塩水遡上対応などの改定を実施しております。</p> <p>次に、阿賀野川浄水場の見直し内容についてですが、先ほどの管理基準値の見直しと同様に、塩水遡上への対応など、阿賀野川浄水場における実際の対応とマニュアルの内容にかい離があったため、実態に則したものに見直しを行っております。具体的には、分析結果に対する記録の管理の徹底や当局の危機事象対応に則した見直しを行っております。なお、そのほかの浄水場に関しましては、同様の視点で、今年度見直しを実施する予定であります。</p> <p>続きましてI-3、水質管理体制の強化に対するご質問についてです。予算効率については、水質検査に必要な機器類の状態を勘案しまして、修繕用備品の交換時期を見直すことで向上に努めております。平成29年度については、平成30年度と比較しまして、交換時期を見直した備品が多かったということで、当該費用が抑えられたことと、機器の故障が少なかったことで、修理にかかわる費用も抑えられていたことから、予算効率が向上したためであり、平成30年度が低くなったと考えております。</p> <p>次に、I-4、新潟市独自の管理目標による水質管理の一つ目についてです。これまでの塩水遡上への対応を踏まえ、各事象への迅速かつ適切な対応に資するべく、I-2、水安全計画の充実・適切な運用で述べましたとおり、浄水場における水安全計画などを見直すことで、近年の河川水質の変化に対して、柔軟に対応できる体制を構築します。また、ご指摘のとおり、原因ごとに対策が異なるため、例えば凝</p>

集実験でありますジャーテストによる活性炭の注入率とその効果の調査を行っております。

続きまして、二つ目の効率性と有効性評価の整合性についてですが、調査研究については、必要に応じて既存の機器や備品を使用しているため、調査研究として新たに機器などを購入はしていません。こういったこともあります。調査研究としては特別な予算計上はしておりませんが、その都度、発生した問題や事象について、現行の機器を使用し調査研究を行っています。

次に I-5、分かりやすい水質情報の提供の一つ目についてですが、大変申し訳ありませんが回答の一部訂正をお願いいたします。上から3行目、「この性質上、平成29年度については平成30年度と比較して」と記載してございますが、数字を逆にさせていただいて、「平成30年度については平成29年度」と訂正をお願いいたします。

当該評価の指標にある、体験型広報については、市広聴課が自治会などの市内の団体へ配布している冊子を介しまして、お客様からの依頼により実施している活動や、見学対応の実績になります。この性質上、平成30年度は平成29年度と比較して目標とした回数以上の依頼が少なかったことが要因として考えられます。当課としてはこの結果を真摯に受け止め、なお一層、お客様が興味を持てるような広報活動ができるよう努めてまいります。

経営管理課長

今の件で少し補足させていただきます。平成29年度まではこの項目について、前期計画期間でありますので、平成27年度及び平成28年度実績の累計を評価要素として加えた評価手法を取っております。過去2年分、平成27年、平成28年度の実績が目標を上回っていたことにより、平成29年度はBと評価していました。ただし、この評価方法については、昨年この審議会において、このような単年度取組み項目について前年度までの累計を評価に加えることは不相当ではないかといったご指摘をいただきました。これについて、昨年平成29年度は事前の評価方法によることとし、平成30年度以降見直したいとお答えをしたところです。

平成30年度は中期計画の初年度になりますので、そもそも計画期間累計実績を評価要素に加える余地がありませんけれども、昨年度のご指摘を踏まえ、この項目にかかる体験型広報年間実数については、累計を加えないこととし、平成30年度は目標の12回に対し実績が12回であったことから、予定どおりの実施状況としてC評価としたものです。

次の回答に移ります。予算執行率62パーセントで、予算効率4点という評価について、予算効率5点となるにはどういった場合なのかといったご質問です。そもそも、この予算効率の点数の付け方が分からないといったことです。これにつきましては、お手数ですが参考として添付してあります、新・マスタープラン評価方法の資料をご覧いただきたいと思います。予算効率の評価方法についてですが、上から I-1、1次評価の二つ目の表です。一番左の欄に縦書きで予算効率と網掛けのあ

る表についてです。この表の通り、予算効率性の評価は縦横二つの要素で点数付けを行っています。この表の縦方向の行は、予算の執行率でして、上から下へ順に「予定以下」、「予定どおり」、「予定以上」の三つに区分しています。横方向は、取組みの実施結果の計画対比で、左から右へ予定を下回る、予定どおり、予定を上回ると、三つに区分しているものです。

具体的に質問があった項目の、分かりやすい水質情報の提供においては、まず縦の行の予算効率は62パーセントですので、一番上の「予定以下」の行を適用しています。次に横方向につきましては、取り組みを対計画率について、啓発活動の継続等を予定どおり実施できたことから、真ん中の「予定どおり」の欄を適用しています。これにより一番上の行の真ん中の欄の4点ということにしております。

ご質問にあるような、5点となるのは、この表の点数欄をご覧の通り、仮に予算が30年度同様、対計画率90パーセント未満の場合で、取り組み結果が予定を上回った場合、こういった場合に一番上の行の一番右の欄に区分され、最もよい評価である5点とすることとなります。予算執行を抑制しながらも、計画以上の取り組みができたといった観点で5点の評価です。単に予算の執行率だけではなくて、その取り組み状況を見ながら予算効率性を評価しているということでございます。

なお、この評価方法については、制度導入時にこの審議会で説明させていただいた以降は、資料等の配付を行っておらず、これまで説明不足でしたのでお詫びさせていただきます。

水質管理課長

引き続きまして、I-5の三つ目の質問になります。有効性評価の総合評価が毎年下がることについてです。当該評価の指標にある、体験型広報につきましては、市広聴課が自治会などの市内の団体などへ配付している冊子をご覧になったお客様からの依頼により実施している活動や、見学対応の実績になります。この性質上、その依頼が年々減ってきていることが要因として考えられます。当課としましては、この結果を真摯に受け止め、なお一層お客様が興味を持てるような広報活動ができるよう努めてまいります。

経営管理課長

これにつきましても、若干、補足させていただきます。

先ほどの評価方法の変更にかかる補足説明と重なる部分がありますが、この項目については、平成27年、平成28年は目標を一定の基準を上回った実施回数であったので、Aと評価していました。平成29年度は、単年度では予定どおりの回数であり、そのままではC評価ということになるのですが、先ほど説明したとおり、平成29年度までの評価方法においては、27、28の累計を評価要素に加えることとしておりましたので、予定を上回っていたことによりBと評価していたものです。

昨年のご指摘を踏まえ、平成30年度からは評価要素を単年度実績のみとしたことから、今年度はC評価ということになっております。なお、実質的に実績回数が減少していることについては、ただいま水質課課長が説明したとおりであり、今後も

<p>水質管理課長</p>	<p>水質情報の提供に努力して行きたいと考えております。</p> <p>それではⅠ－５の最後となりますが、まず貴重なご意見や資料をいただきまして、誠にありがとうございました。この場をお借りしてお礼を述べさせていただきます。</p> <p>回答としましては、塩素と細胞の老化の関係につきましては、おそらく塩素の濃度により、その影響の度合い、程度が異なると考えられ、水道水レベルの塩素濃度で影響があるのかについては定かではありません。本市の水道水の塩素濃度につきましては、塩素由来の臭気を抑える観点から、おおむね0.2から0.5mg/Lの範囲になるよう塩素濃度を制御し、配水しております。また、水道水では0.1 mg/L以上の塩素濃度の保持が義務づけられていますが、これは細菌など衛生上の観点からによるものです。当局としましては、衛生上の観点からも、お客様に対して、日光などにより強制的に塩素濃度を低下させるなどを勧めることは難しいのかと考えています。考えていますが、塩素があっても、冷やしていただければ、おいしく飲んでいただけるものと思っております。</p>
<p>管路課長</p>	<p>管路課長の笠原です。Ⅱ給水装置における水質保持について説明をさせていただきます。</p> <p>まず、2ページ目のⅡ－1の学校施設の水飲み水栓の直結給水化についてです。令和2年度の目標達成は可能かとのご質問ですが、学校施設の改修にあたっては、当該年度の国庫補助の充当状況等を踏まえ、最終的に教育委員会が対象校を決定しております。来年度の国庫補助の充当状況によりましては、当初の計画通りに改修が施工されない状況等も想定されることから、現時点で目標達成の見通しを立てるのは、なかなか難しいと考えています。</p> <p>学校の減少に伴う直結給水率向上によって有効性評価がB評価になることにつきまして、ご指摘の通り、直結給水化した学校施設が単純に増えたことに伴って評価が上がったものではありませんが、1次評価の算定方式の関係上、結果的に101を超えることから、総合評価をBとさせていただきました。</p> <p>続きまして、Ⅱ－2貯水槽清掃率向上に向けた新たな啓発活動の検討・実施の取組みにつきまして、まず清掃報告の件数ですが、平成30年度につきましては訪問・電話指導の結果として87件、27.2パーセントの清掃報告がありました。続きまして、連携が具体化していないなかで実施結果が予定を上回るという評価で良いのか、との質問ですが、平成30年度につきましては、貯水槽清掃強化月間の設定を目標に掲げている中で、なかなかその設定には至らなかったものの、関係の管理業界団体から、貯水槽の適正な衛生管理に関する講演の依頼を受け、当局で講演しました。その他に意見交換を行うなど、今後の業界団体との連携具体化に向けた環境整備が進められたことなどを踏まえ、予定を上回るという評価とさせていただきました。</p> <p>3項目の連携が具体化に至らない理由についてです。平成29年度までは局の努力不足もありましたが、業界団体の方々も積極的に協力していただけない雰囲気もあ</p>

	<p>ったことから、意思疎通を図る機会に恵まれず、なかなか具体的な協議に進展しませんでした。しかし、今ほど申し上げたとおり、平成30年度には貯水槽に関する講演や意見交換を行う中で、やっと具体化に向けた環境整備ができたということを踏まえ、今年度は、さらなる意見交換を図る中で、目標としております貯水槽の清掃強化月間の設定などについて協議を進めていきたいと考えています。</p> <p>続きまして、Ⅱ－3指定給水装置工事事業者の技術力向上についてです。講習会未参加事業者への対応とフォローについてのご質問ですが、今年度は、水道法改正による指定に関する更新制度の導入を控え、指定事業者向けの説明会で給水装置工事に係る最近のトレンドや苦情事例を紹介する機会を設けることとし、来年度以降も、指定更新の機会を捉えて資料の配布を実施するなど、事業者の資質向上に向けた取組みを実施したいと考えています。</p> <p>なお、これまでも講習会につきましては県内4都市で実施しており、いずれの会場でも県内にある業者であれば受講可能という運用により、受講者の便宜を図っているところです。更なる環境整備につきましては、講習会の実施主体であります公益社団法人日本水道協会新潟県支部の意向等の確認を踏まえ、どのような工夫が可能なのか検討を進めてまいりたいと考えています。</p> <p>次の質問です。見直しの実効性及び受講者への浸透度や理解度の確認についてのご質問ですが、今年度の対応については、現在検討中です。来年度については指定更新の機会等も捉えて、アンケートを実施したいと考えています。その中で業者の理解度確認に向けた取組み等を実施していきたいと考えています。</p>
<p>計画整備課</p>	<p>計画整備課の川瀬です。</p> <p>市街地中心部における工事の評価について説明させていただきます。平成30年度、平成29年度と比べまして評価が上回ったことにつきましては、工事の前に試掘調査などを実施し、計画の実現性を高める工夫を行いました。また工事単価の上昇も予算時に見込んでいた範囲に収まったことから、評価が改善されたものと考えております。今後も中心市街地での管路の更新工事が続き、工事の難易度は高く推移していきます。また事業費の増加も見込まれますが、引き続き計画的に更新を進めていきたいと考えております。</p>
<p>管路課長</p>	<p>続きましてⅣ－4の配水管網のブロック化の推進について、小ブロック構築率が低いことによるリスクの顕在化の影響と代替施策についてのご質問です。リスクとしましてはブロック化の構築が遅れていることで、未ブロック地域においては事故とか災害時復旧において効率性に欠けることがあると思いますが、現状と比較して、直ちに水道におけるサービス水準が低下することはないと考えています。なお現時点において、代替施策についてすぐには見当たりません。ただ、一部の地域におきまして浄配水場間の相互連絡管の整備に伴う構築を検討しています。連絡管整備が完了した区間について、小ブロック構築が可能なものは随時構築を進めることで、</p>

	<p>構築数の確保につながるよう努めています。</p>
<p>経営管理課長</p>	<p>IV-6、事故・災害時における復旧態勢の強化について、説明させていただきます。</p> <p>にいがた防災アプリについてです。防災アプリは実際に水道局ホームページにリンクが貼られておりますが、質問のご趣旨は給水所の開設が実施されていない平時でも確認できるのかどうか。確認できるとすれば、どのように案内されているのかということです。これに対してですが、防災アプリへのリンクについては、拠点給水所を周知する一つの方法として、にいがた防災アプリに水道局ホームページのリンクを貼りつけて、災害時における断水や拠点給水所の開設状況などの情報へのアクセスを可能としたものです。なお、今のところ、これらの情報は、災害発生時のみ掲載することになっております。掲載する情報例としては、断水地域を町名別に掲載し、開設した拠点給水所の名称と所在地を掲載していきたいと考えております。ご質問の中にあるとおり、リンクが分かりづらくなっているのもありますので、今後どういった改善ができるのか考えていきたいと思っております。</p> <p>関連がありますので、防災アプリのご質問についてお答えします。防災アプリのダウンロード数等から、その有効性はいかなものかと。高齢者など情報弱者へのフォローなど、さらなるユーザー目線での情報提供方法の検討が必要と考えられますというご質問です。これにつきましては繰り返しになりますが、にいがた防災アプリとの連携は、拠点給水所を周知する一つの方法として活用、リンクを貼ったということでございます。今後も外部メディアのさらなる活用など多様化を図ることにより、お客様の目線に経った情報提供の方法を検討します。</p> <p>この2点について若干補足いたします。ホームページのにいがた防災アプリのダウンロード数ですが、この6月までで累計で1万件程度と聞いております。市民80万人口に対して1万件ですので、必ずしも防災アプリのダウンロード数は多くはないと考えられます。</p> <p>災害時の広報手段についてですが、防災アプリが全てとは考えておりません。平成29年度の寒波に伴って、西蒲区の計画断水の際に給水所を開設した経験ですとか、他都市の被災事例などからは、やはり広報についてはテレビやラジオなどのマスメディアを使った広報というのが最も迅速かつ効果的と考えております。</p> <p>このほか防災無線、市の防災メール、SNSの活用、地域FM、広報車、多様な手法による広報が必要と考えております。</p> <p>また、情報弱者へのフォローということですが、情報弱者とは観点が異なりますが、平成29年度の寒波による計画断水の際には、区役所経由で民生委員を通して要支援者へのフォローを行っていただいております。大規模災害の際にこういった個別の対応がどこまで出来るかといったことは、なかなか難しい側面もあると思っておりますが、これから市の所管部署、区役所、自治会等の力を借りながら対応する必要があると考えていまして、今後も関係各部のコミュニケーションを図っていき</p>

と思います。

さらに拠点給水所については、災害時の開設状況だけではなくて、平時からの広報も大変重要と考えております。現在、応急給水計画の見直しを続けておりまして、一定の整理が出来た後に改めて拠点給水所について、平時からの広報に努めていきたいと考えております。

次に信濃川浄水場の住民用応急給水設備の事業見直しのための整備凍結についてです。これにつきましては、今ほど申し上げた通り、現在災害時においてより効果的な応急給水活動を行えるよう、応急給水計画の見直しを行っております。具体的には拠点給水所のあり方、浄配水場にてお客様に対して実施する応急給水の方法、設備の整備方針を再検討しているところです。これにより予定していた整備を一時凍結しましたが、計画を見直したうえで再度整備を実施していきたいと考えております。

若干補足いたしますと、応急給水計画の見直しにあたっての課題認識として、浄配水場における直接の市民向け応急給水のあり方といったものがあります。被災時の応急給水はできるだけ住民の近隣において給水が出来るよう、断水区域の避難所等に仮設水槽を設置して、そこへ給水車により浄水場から運搬することを基本に考えていきたいと思っています。この際、浄水場は給水車への注水基地となりますが、大規模災害の場合には応援要請によりかなりの台数の給水車が出入りすることになると思います。一方、直接に住民に対する給水も今のところ行う必要があると考えていますが、東日本大震災等において一部浄水場周辺では水を求める市民の車で周囲が渋滞し、給水ができなくなったといった事例もあるようでございます。

これらを踏まえて、浄水場における住民用応急給水施設の設置にあたっては、設置位置やその形態、車両の駐車や動線など、より慎重に検討する必要があると考え、一旦、整備を見送っているところです。慎重に検討していきたいと考えております。

なお、現況でも場内では給水車注水用水栓等がありますので、万一の際には住民への給水は可能な状況になっております。より効率的に給水出来る設備のあり方を、引き続き検討していきたいと考えております。

続ましてアセットマネジメントによる適正な資産管理についてです。この質問のご趣旨は、水道料金の引き上げ等、今後考えなければいけない場合も踏まえ、中長期的な視点に立った水道事業運営の議論がさらに進んでいくことを希望するといったご質問です。これにつきましては、持続可能な事業運営を進めていくことは大変厳しいものでありますが、長期的見通しをしっかりと持ち、経営状況などをお客様への確にお伝えしたうえで、老朽化施設の効率的更新事業の選択と集中の徹底に努めるとともに、効果的な官民連携や広域連携も視野に入れながら経営努力を重ね、着実な事業運営を図っていきたいと考えています。なお、コンセッション方式の導入については、現時点では考えておりませんが、今後、他の事業体の動向を注視していきたいと考えております。

こういった回答なのですが、若干補足させていただきます。もう少し具体的に申

	<p>し上げますと、今現在 40 年から 50 年程度の長期にわたる施設の整備方針となる、浄配水施設の再編基本構想の策定を進めております。これは今年度末に完了予定でありますので、完了後には、この審議会においても報告させていただくことになると思います。この基本構想を基に、次期中長期経営計画等を策定していくこととなりますが、計画策定時、基本構想公表時、こういった過程を通して、当審議会や議会の場において十分に今後の事業のあり方について議論いただくことが重要と考えています。また、現時点においても、経営状況の課題などについてより一層の広報や情報公開に努めていきたいと思っております。</p> <p>次に、V-3、業務効率化に向けた民間委託の検討・実施についてです。新たな民間委託の導入に向けた調査を実施していますが、具体的には今後どのような業務委託を検討しているのでしょうかというご質問です。これにつきましては一つの事例として、平成 30 年度政令市の浄水場の委託状況などを調査しております。新潟市の浄水場の委託状況は運転監視業務を委託しておりますが、他の政令市の状況について、どのような業務内容かを調査しております。水道局として、現時点では具体的な民間委託の検討は挙げられないのですが、今後も業務の効率化に向け有効な委託業務について、他都市の状況などの調査を続けてまいります。</p> <p>ここには記載がありませんが、今後、例えばですが、業務の委託化というものは別に、設計・施工一括発注方式、いわゆる DB などの検討を視野に入れていかなければならないと思っております。</p>
<p>総務課長</p>	<p>総務課の八代と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>お客様の意見・要望の把握方法についてです。現時点での広聴手法としましては、お客様アンケートと水道モニター制度の運用にとどまっているところです。アンケートにつきましては、今年度実施します全市的なお客様満足度調査、対象 3,000 世帯を予定しておりますが、この満足度調査のほか、各種イベントに出展するウォーターバーでの PR 活動に合わせて、簡易的なアンケートを実施するなどし、広聴機会の拡大に努めているところでございます。</p> <p>また、アンケートやモニター以外の方法としましては、東京都水道局がホームページのなかで、提案専用フォームを設けまして、もう少し大きなテーマになりますけれども、事業改善のための提案募集などの取組みを実施しておりますが、他都市の事例つきましても今後情報収集を進めていきたいと考えております。なお、ここには記載しませんでした。お客様からコールセンターに寄せられました意見、要望などを毎月水道局のデジタル掲示板に掲示し、情報の共有を行っているところでございます。</p>
<p>経営管理課長</p>	<p>次に、分かりやすい経営情報の開示のうち、平成 29 年度水道会計決算の経営比較分析表についてです。ホームページで公開していますが、資金不足比率が未公開であるといったご指摘でございます。新潟市水道局は資金不足がありませんので、そ</p>

	<p>の項目のところは横棒が入っています。資金不足比率がないということで、この欄が未記入になっているということです。</p> <hr/> <p>総務課長</p> <p>続きまして、ただいまの経営比較分析表のホームページ公表に伴うアクセス数の変動など、ページごとのアクセス数を把握して、ユーザーの反応を確認できないかというおたずねでございます。システム的なことを申し上げますと、市ホームページのアクセスログ解析機能を使用しまして、時系列でページごとのアクセス数の把握は可能になっておりますが、経営比較分析表の公表に伴うアクセス数の変動については把握をしておりませんでした。また、アクセス数そのものにつきましても、月ごと、年度ごとの管理は行っていますが、ページごとのアクセス数の変動を分析するなどの作業は行っておりません。</p> <p>なお、参考までに、水道局ホームページの直近3年間のアクセス数でございますが、平成28年度は38万件余、平成30年度は40万件弱ということでございますが、平成29年度は50万件を超えております。これにつきましては、寒波の影響が大きかったと見ております。水道局のホームページのアクセスは、こういった災害、あるいは断水などがからんだときに上昇する傾向があるようでございます。</p> <p>続きまして、人材育成でございます。研修関係費用の執行率62パーセントは低すぎということ、それから次年度の予算を見直す必要がないのかというご指摘でございます。ご指摘の通りでございます。研修関係の予算は、予算編成上どうしても人事異動により生じる必要な研修でありますとか、新たに立ち上がる研修など、予備費的なものを設けております。その結果、予算を多めにみているところもでございます。中身としましては、おおむね必要な研修は実施されていると考えておりますが、ご指摘のとおり執行率の面から、次年度予算では検討が必要であると考えております。</p> <p>続きまして国際交流です。国際会議に参加された方からの報告会等を開いているのかというご質問でございます。これは、昨年度もご指摘いただいたテーマであるかと思えます。これにつきましては、事前の局内発表会や局報での参加報告などで、情報の共有化に努めておるところですが、局全体での報告会というのは近年開催しておりませんでした。しかしながら、今年度は日米台水道地震対策ワークショップ、これに職員を派遣予定であることから、帰庁後に報告会を開催し、成果など局内共有を図り、国際交流の関心を高めたいと考えております。</p> <hr/> <p>経営管理課長</p> <p>引き続きまして6月18日の山形県沖を震源とする地震の際の市内の被害状況、過去の地震における水道施設の被害状況、現在、水道局が取り組む耐震化の想定震度等に関する質問でございます。</p> <p>これにつきましては、山形県沖を震源とする地震によって本市水道施設への被害はありませんでした。過去の地震における被害としては、新潟地震の際は導水管、送水管等の基幹管路や、配水管の漏水など、甚大な被害を受けております。その後、</p>
--	--

	<p>中越地震、中越沖地震、東日本大震災など、本市においても一定の震度を観測していますけれども、震度が小さかったため被害はほとんどない状況です。</p> <p>次に、水道施設に求められる耐震性能は、厚生労働省令におきまして水道施設の技術的基準を定める省令といったもので、発生が想定される地震動のうち最大規模の強さに対して生ずる損傷が軽微であり、機能に重大な影響を及ぼさない、といった規定がございます。本市では、発生が想定される地震動を、新潟市地域防災計画において予測しており、これは、西蒲区及び西区の一部で、最大で震度7の発生を想定しております。本市水道施設は、この地震動に対して耐えるように、耐震化を推進している状況です。</p>
<p>営業課長</p>	<p>営業課長の若林と申します。</p> <p>メーターのスマート化による漏水の早期発見と大規模断水への予防効果、及び実証実験の実施についてご提言をいただきました。</p> <p>ご紹介いただいた製品は、既存メーターに後付けすることで、メーターの文字盤を撮影し、その画像データを解析して数値化したうえで、水道局が受け取るといった手法によって、メーターをスマート化するものになります。</p> <p>スマートメーターは、人手のいない自動検針や漏水の早期発見はもとより、管網の最適化、見守りサービスなどのさまざまな可能性を有していることから、将来にわたって持続可能な事業を行っていくうえで、取り組んで行くべき事業の一つととらえております。現状は、情報収集の段階で実証実験にまでは至っていませんが、具体的にはスマートメーターを題材にした講習会への参加や、今年度6月にメーターのメーカーを招いての局内勉強会を開催しております。今後も、スマートメーターの導入に向けて、ご紹介の製品を含め、情報収集を行ったなかで、性能やコストを比較して、より良いものを選択していきたいと考えております。このたびは貴重なご意見をありがとうございました。</p>
<p>水質管理課長</p>	<p>続きまして、環境汚染による水質事故問題は県内事業体の連携で防げるのでしょうか、についてです。県内で発生しました水質事故の9割近くが油流出事故となっております。その原因の多くが、事業所や個人宅における取扱い不注意で、灯油などが漏洩した事案になります。近年、化学物質などによる環境汚染の事案は、ほとんどありませんが、水源保全の観点から、事故原因の大半を占める事業所などからの油流出を防止するために、啓発用のポスターやチラシを作成しまして、協議会内の水道事業者を介し、各事業所へ配付しております。こういった活動もありますが、水質事故時には各事業体や関係機関との密接な連携で防げる事故がほとんどと考えております。</p> <p>続きまして、最後になりますが、取水水質の変化とその安定についてです。これまで、取水塔まで塩水が遡上した回数は、信濃川では2回、阿賀野川では6回となっております。そういった意味もありますけれども、取水水質としては安定してい</p>

	<p>ると考えております。</p>
<p>紅露会長</p>	<p>ご説明いただきましてありがとうございます。</p> <p>回答の量が多いので、委員の皆様、今一度お手元の資料をご覧いただきながらで結構なのですが、ご説明いただいた内容につきまして、ご質問やご意見、ございませんでしょうか。只今ご説明いただいて、災害とか事故とか個別の質問に対して回答いただいて、理解しやすかったものと、自己評価のスコアの出し方などは補足説明の資料等もご提供いただきご説明いただいたので、ある程度ご理解いただけたのではないかと考えておりますが、せっかくお集まりいただいた会ですので、何かご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。</p>
<p>宇田委員</p>	<p>いつもご丁寧にご回答いただきましてありがとうございました。私もいくつか質問させていただきましたが、すべて納得させていただきました。どうもありがとうございました。お礼でございます。</p>
<p>紅露会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>私のほうから一点なのですが、今回の委員の皆さんからの質問の内容をざっと拝見すると、市民の皆さんに対する、ありとあらゆる情報提供の手段と、その効率性というものが、評価結果ともおそらく連動しているとも思うのですが、そのあたりの質問等が非常に目についたとっております。スマートフォンに慣れている世代からしますと、携帯のアプリというのは、1回入れてしまうと、いろいろなことを勝手にやってくれるので、使い勝手としては非常にいいのかな、使いやすいのかなと。それから情報を出す側からしても、そこで一元集約して、確実に手元に届くという意味では、非常に使いやすいのかなと思うのですが、ご質問いただいたとおりで、スマートフォンという文明の利器と接点がない方というのも、市民の皆さんたちの中にはいらっしゃいますので、そういった方にどうやって情報を届けるか、を検討しておく必要があると思います。非常に便利なものがあったとしても、実際に何か大きなトラブルが発生した際には、例えば大地震なんて起こってしまいますと、多くの場合、電源が取れないとか、通信が混乱して連絡がつかないといったことも十分想定されます。そのため、平時のうちから皆さんに便利なものを周知して、「皆さん使ってください」という広報は適宜十分にやっていただくとして、何かあったときには、確実に、どんな手段を使ってでも構わないと思いますので、利用者の皆さんに必要な情報を届けるような広報や手段を、平時からご研究いただき、そのルートを確実なものにしていいただければと思っております。</p> <p>なかなか、定量化しづらいですとか、その効果というのが非常に評価しにくいことも十分承知しておりますし、その辺の検討とか研究というのも、技術の日進月歩のところがございますので、いろんな方向で、ぜひご検討いただければと思ってお</p>

	<p>ります。</p> <p>それ以外、皆様さまの方からよろしいでしょうか。</p>
本間委員	<p>私は意見も何も提出してないのですが、なかなか読み取りも難しく、どうやって意見を述べようかと思っているうちに過ぎまして、こんなに質問がたくさん、細かく、委員の皆様が出してくださって、また回答も丁寧に出してくださって、とても分かりやすく、ありがとうございました。</p> <p>一つだけ、VI-1とか2で、広報のことについてなのですが、こちらで出しておられる「水先案内」の広報はとても素晴らしいと思って、毎回見させていただいているのですが、ここの内容が、経理のことについてとか、管理のことについてとか、水道水が安心して飲めるとか、そういったことの内容だけでなく、それに対して、読んだ人の意見とかそういったものを後ろに小さく、「水先案内」に関してのご意見、何々はどこどこへ、それから水道局の経営に関してはここ、また次の何かの問題のところはここ、と、みんな別々に、お聞きしたりすることになっているのですが、これは、年に1回でもいいですので、意見とか、質問が出たのかとか、あるいは市民の皆様が質問や意見が多かったことはこんなことなので、回答が出たりとか、そういうのがあれば、なおさら生かせるのではないかと思います。</p>
総務課長	<p>総務課の八代でございます。ご意見ありがとうございました。</p> <p>「水先案内」をご覧いただいのご意見とかご質問ですとか、「水先案内」に限らず、コールセンターなどに届いた質問などについては、必要に応じて、ホームページのFAQ、よくある質問というコーナーを更新するなりして、なるべく広く周知が図れるように努めていきたいと考えております。</p>
本間委員	<p>そうですね。だいたいそういったことはホームページで掲載されるのですが、できれば、せっかく出されている広報のところにも、そういったことを載せていただければ、私の出した意見が、このようになっているのだなということが周知させて、なお良いのではないかと思います。</p>
総務課長	<p>やはり、デジタルになじみのない方もいらっしゃいますので、紙媒体を使ったお知らせの方法についても検討していきたいと思っております。</p>
本間委員	<p>よろしく申し上げます。</p>
木村委員	<p>この新・マスタープランを具体的に見たことはあまりないので、よく聞かない言葉とか、日常生活に必要なない、かわりがない言葉がすごくありました。これを見ながら、自分自身で、いろんなことを勉強できるようになりました。この歳に</p>

	<p>なりましたけれども、今まで以上に関心を持つようになってきました。この資料を見ますと、水道局の新・マスタープラン事業計画に携わっている方たちが一生懸命仕事をされている、というのが伝わってくる内容だったと思います。</p> <p>そこで、私は専門的なことは分からないのですが、新・マスタープラン質問、回答の2ページの、貯水槽の清掃のところ、27.2パーセント、321件を対象に対しての87件の方からの清掃報告がありましたとなっておりますが、これは貯水槽を清掃しないと、どのようになるのでしょうか。何年くらい放っておいても大丈夫なのか。せつかく水質をよくするために、水道局の人たちが一生懸命調査をして、研修をしておられるのですが、マンションや学校などにある貯水槽自体の清掃ができてなければ、せつかくの水がだめになったりするのかなとも思いました。どれくらい清掃しなくても大丈夫なのか、そういうところを聞きたかったのです。</p>
<p>管路課長</p>	<p>管路課の笠原です。ご質問の貯水槽の清掃についてですが、貯水槽は地上や建物の屋上にあるタンクですけれども、この貯水槽の容量が10立方メートルを超えるものは、法律上、1年間に1回清掃し、水質検査をしなければいけないことになっています。ただ、10立方メートル以下ですと、清掃等は努力義務になってしまいます。清掃は施設管理者の意識が多く関係するものと考えています。特に10立方メートル以下のものは、清掃をしていただけないケースが多くありますので、当局としても、そういう方々に対して働きかけをする意味で、訪問したり文書を送ることによって、なるべく清掃を促す活動をしているところです。</p> <p>最後のご質問で、どれくらい清掃しなくても大丈夫なのかという話ですが、やはり飲む水ですから、適正に管理していただくという意味では、1年に1回はきちんと清掃して、水質を確認することが必要ではないかと思っています。</p>
<p>木村委員</p>	<p>ありがとうございました。10立方メートル以上のところは、だいたい何件くらいあるのか、そこは、1年に1回清掃されているのかどうかというのは、きちんと調査はできているのでしょうか。</p>
<p>管路課長</p>	<p>貯水槽を清掃した場合、局にその報告書を提出してもらっています。平成30年度末現在、10立方メートルを超える貯水槽は1,517件あり、そのうち約96%で清掃をしています。</p> <p>水質の話がありましたので、水質管理課長からお話しさせていただきます。</p>
<p>水質管理課長</p>	<p>水質管理課の稲田でございます。今ほどの、貯水槽の水質にかかわる部分についてですが、水道水とはいいいましても、若干の濁質がございます。長らく使っておりますと、貯水槽の底に堆積していく場合がございます。場合によっては、その堆積物が水の流れによって舞い上がってしまったり、各家庭にその濁りがいってしまう危険性もありますし、その濁りにより、水道に関しては塩素をある濃度以上に保たな</p>

	<p>ければいけないのですが、その^{おり}澱が原因で塩素分が低下する恐れもありますので、そういった衛生面の観点からも定期的に清掃をしていただいているところでございます。</p>
<p>木村委員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>もう一つ、業務委託のところを見ると、平成 29 年度、平成 30 年度から、業務委託のことは、検討していきますということで、1 年、2 年くらいかけてやっているのですが、水道局から見ると、業務委託というのは実施しない方向に進んでいるのでしょうか。平成 29 年度、平成 30 年度のところで検討していますと、1 年間、2 年間と続いているのですが、あまり業務委託のほうには力を入れていないのかなという印象を抱いたのですが、どうなのでしょう。</p>
<p>経営管理課長</p>	<p>業務委託に関しては、毎年検討する、検討すると言いつつ、なかなか具体的なものがでてこない。ご指摘のとおりだと思っております、私どもも、心苦しいところではあります。ただ、新潟市の場合は、例えば浄水場の運転監視にしても、料金徴収にしても、個別業務の委託化をこれまでかなり進めております。直近では平成 29 年度から、料金の収納業務ですが、お支払いいただいている方への督促業務の委託を始めております。このように個別業務委託化をずいぶん進めてきておりますが、さらに官民連携ということで、今後の事業の効率的運営のためには必要だと思っておりますので、業務の委託化に限らず、いろんな形で官民連携を図りながら、効率化が目指せるのか検討していきたいという気持ちを持っております。</p>
<p>木村委員</p>	<p>ありがとうございました。ただ、経営している観点からみると、少しでも多くの人たちたちにいろいろな雇用が生まれてくればいいのかと思いき質問させていただきました。ありがとうございました。</p>
<p>紅露会長</p>	<p>今、ご質問、ご意見等ございましたけれども、貯水槽については、水道局の所有物ではないと思いますので、改めて規模によらず所有者の皆さんに必要ななどを周知徹底していただくというのが、利用されている方のことを思うと必要かなという気がしますが、水道局の皆さんのお立場も十分理解できるところもでございます。何とか健康な生活を営めるように、水道局の皆さんも、それから市民のみなさんも、趣旨を十分ご理解いただいて、ご対応いただければと思っております。</p> <p>業務委託については、検討が必要だということで、再三そういう回答はいただいていることは事実だと思います。また、逆に水道局の皆さんの立場からすると、簡単のところは先にいろいろ手は打てるのでしょうか、どういう形で、どのように民間事業者への業務の委託を進めていくかということのを慎重に検討する必要があるかと思っております。事業の公益性ですとか、市民の健康とか、生活そのものを、非常に重要な部分で支えているという事業の性質等考えて、改めて局のほうでも必要性</p>

と業務の効率を勘案いただいて、ご検討を継続していただければと思っております。
皆様のほうからのご意見はだいたい出尽くしたかなと思っておりますので、2次評価に移りたいと思っております。

お手元の資料4をご覧ください。

ただいまの質疑、回答より、資料5にあります事前の各委員の皆様からいただいたご意見を踏まえまして、2次評価を会長案としてまとめさせていただきました。これまでも、皆さんのご意見を踏まえて、経営審議会の総評、コメントをまとめさせていただいております。以前と基本的な方針は同じでありまして、局の自己点検の内容の資料を精査して、事業内容について特段大きな問題点がないもの、委員の皆様からポジティブな評価をいただいているものにつきましては、基本的には引き続き計画に沿って事業を推進するように、という意見にまとめさせていただいております。

先ほどの質疑応答のなかにもございましたが、今回の評価と委員の皆様からのご意見のなかで、やはり目立ったものが、情報の提供に対する費用と効果の関係ですとか、ハードの維持・更新に、計画的に事業を進めていくようにというコメントは、非常に目に付いたかなと思っております。その辺を踏まえまして、お手元の資料のように評価結果をまとめさせていただきました。

特段のコメントというところで、I-5をご覧ください。情報の提供については、先ほどの質問に対するご回答の中にもございましたが、アンケートとか意見聴取というのは、いろいろな場面でされているというのは十分理解できました。

大学でもPDCAと言われる時代になりまして、我々の教室でいろいろな方面にアンケートを実施するのですが、やはり、意見を聴取して次の施策にどのように生かすが非常に重要かと思っておりますので、このご意見いただいたものを反映させる形で、皆さんの意見を集約してより良い事業に発展させられるようにということで、あえてコメントさせていただきます。

Ⅲ-1、Ⅲ-2をご覧ください。これまでの経営審議会の資料や局の皆さんからのご説明等から、昨今の経営環境、人口減少を控えている新潟市の将来予測等を踏まえると、水道局の固有資産としての根幹を成すような管路を含めた上水道設備にはどうしても多額の費用を要しますので、なかなか大がかりなことがしづらい。しかし、事業そのものは目標を設定して計画を立て、その計画を適宜見直しながらも、確実に前進させねばならない内容かと思っております。そのため、お金のかかるものではありますが、将来を見据えた適正な水準で問題点を改善していくような形での、水道施設の更新や整備等に努めていただきたいというコメントをさせていただいております。

Ⅵ-2、Ⅵ-3ですけれども、こちらも意見集約、情報提供に関するものになります。いろいろなお立場の方の意見を的確に集約し、経営に反映させるというのは非常に難しいことではないかという気もしてはいるのですが、お客様の意見・要望の把握に努めていただきたいと思っております。特に経営情報の開示については、

利用されているお客様の皆様にとっての分かりやすさに対して十分ご配慮いただきたいということで、委員の皆様からの意見を反映させた形での会長案とさせていただきます。以上、新・マスタープランの平成 30 年度の事業取組みに対する 2 次評価（案）について、この内容で決定することによってよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

ありがとうございます。皆様からご了承いただきましたので、この内容で決定させていただきます。また、この内容につきましては後日、水道事業管理者へ報告することになっております。

続いて水道局から報告事項がございます。よろしく申し上げます。

総務課長

報告事項として、条例改正についてのご報告をさせていただきます。先般の 6 月議会で可決された給与関係についての条例を、資料 6 に基づき、総務課から報告いたします。新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正についてでございます。

まず、改正理由でございますが、地方公務員法と地方自治法の一部改正に伴い、新たに会計年度任用職員という職が創設されました。これにより、当該職につく職員に対しての給与にかかる必要な規定を整備するものでございます。

次に、改正根拠、背景を記載しております。現在、地方の厳しい財政状況が続く中で、多様化する行政ニーズに対応するためには、臨時・非常勤職員が増加傾向にございます。その一方で、本来の任用制度に沿わない運用、例えば制度を拡大解釈した任用や恣意的な反復雇用などの例が見受けられます。そこで、臨時非常勤職員についての適正な任用と勤務条件を確保することが法改正の趣旨でございます。

法改正の内容としまして、(2) のとおり、地方公務員法の一部改正において、従来、各自治体で取扱がまちまちでございました臨時・非常勤の職を、特別職非常勤職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員と大きく三つに整理し、定義づけを行ったものでございます。

これを水道局に当てはめると、3 の制度移行の概要にありますとおり、平成 31 年 4 月 1 日現在ですが、水道局には非常勤職員が 2 名、臨時職員が 9 名おります。これらの職につきましては、すべて改正後、会計年度任用職員に移行する予定でございます。

次に、4 の会計年度任用職員制度の概要ですが、このたびの条例改正に関係するのが、給料、手当の部分でございます。給料につきましては、常勤一般職員の給料表を利用することとし、更新時には号俸加算、いわゆる昇給の制度も設ける予定でございます。また、手当につきましては、従来の臨時・非常勤には支給していなかった手当も支給対象となります。現在の臨時職員との比較で申しますと、表の手当欄の中の太字のものが改正以降、新たに支給されることとなり、一例を挙げますと、期末手当や一定の要件を満たした場合には、退職手当も支給対象となるというものでございます。なお、経営という部分では、これらの改正に伴う人件費の影響額を

	<p>考慮する必要がございますが、これにつきましては、議会の委員会でも質問があったところです。しかし、現在、会計年度職員の初任給の格付や給与制度の運用面といった細かい部分を詰めているところがございますので、現時点では残念ながら試算できておりません。これらにつきましては、今後とも労働組合と協議を進め決定していきたいと考えております。</p> <p>最後に、この条例の施行期日ですが、法改正同様、令和2年4月1日としております。</p>
<p>管路課長</p>	<p>続いて、資料7「水道法改正（更新制度導入）経緯と手数料の新設について」のご説明をさせていただきます。昨年12月の水道法改正に伴い、指定給水装置工事事業者に対し、新たに更新制度を導入することになった経緯と、導入に伴い当局として新たに徴収することとした手数料につきまして、資料に沿って説明させていただきます。</p> <p>指定給水装置工事事業者制度に係る現状と課題ですが、まずは指定給水装置工事事業者について簡単に説明します。配水管から各ご家庭の給水管までを給水装置と定義しています。この給水装置についての工事ができる者を条例で指定できるとされており、この者を指定給水装置工事事業者としています。この指定給水装置工事事業者については、①現状ですが、平成10年に制度が開始されて以降、工事事業者は増加の一途をたどっています。また、現状は、指定申請時に要件に適合しているかの確認を行うものの、その後は、局としても指定した工事事業者について、関与する機会がない状況となっています。それ以外にも、②課題のグラフにあるとおり、お客様の対応が悪い、連絡がつかない、施工不良という苦情が多く寄せられている状況にあります。また、違反等も見られ、本来、給水装置工事事業者のなかで保持すべき資質が欠如していると思われる事業者が多くみられ、その対応が必要になってきたという背景がございます。</p> <p>これらの課題を受けまして、(2)課題解決に向けた対応にあるとおり、国として、これらの課題解決に向け、昨年12月に水道法の改正を行い、指定給水装置工事事業者の更新制度を新たに設けました。これに伴い、工事を適正に行うための資質の保持や連絡がとれない工事事業者の把握など、実態とのかい離を防止するために、5年間の有効期限を設け、5年毎に新たに指定を取り直すこととなりました。この改正を受け、当局として、更新制度を行うことに伴い業務量が大きく増加することになります。この理由としまして、参考にあるとおり、現在、局で指定している工事事業者は570者ありますが、この業者を5年で更新するには、1年間に100者以上の手続きが必要となります。現状はおおむね年間10件程度の新規指定に留まっていますので、その10倍以上の業務量が1年間に発生することになります。このように業務量が大幅に増えることが見込まれることから、受益者負担の原則に基づき、指定にかかる手数料を新たにいただくことといたしました。</p> <p>その額につきましては、(3)手数料の額として示すとおり、新規及び更新時の指</p>

	<p>定手数料を1万円とし、指定申込の日に徴収するということにいたしました。これにかかる条例改正につきまして、市議会6月定例会で可決いただいたところです。</p> <p>なお、手数料の徴収等の運用につきましては（4）運用開始日にありますとおり、更新制度の施行日にあわせ、今年の10月1日を予定しています。</p>
紅露会長	<p>ありがとうございます。ただいまの報告事項について、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。</p>
小田委員	<p>更新手数料というのは、他の地域でも同じように設定しているのかということと、今ほど、新規更新ということで5年という期間をおっしゃいましたけれども、初めて更新する時期というのは各企業によって違ってくるとい認識でよろしいのかをお聞かせください。</p>
管路課長	<p>各事業者についての手数料の金額ですが、手続きをする上で、事業者ごとに多少考え方に相違があることが要因かもしれませんが、同じ金額のところもありますし、違う金額の事業者もあります。</p>
小田委員	<p>もらっていないところもあるのでしょうか。</p>
管路課長	<p>一部では手数料を徴収していないところもあります。</p>
小田委員	<p>取ると決めたというのは、基本的には手続きコストの分を反映させるということで、先ほどおっしゃられたとおりということなのでしょうか。</p>
管路課長	<p>当局として、職員が事務処理を行いますので、一定期間、その事務量に対応する時間に要する人件費及び郵送や通信関係、事務処理をするためのシステム改築費用とか、そういった諸々の費用を合算して金額を設定させていただきました。</p> <p>更新のサイクルについてですが、今年の10月1日から法律が施行されることとなります。制度が開始されたのが平成10年度となりますので、平成10年度から今年9月30日までの間に、新規指定した業者は五つのグループに分けて、10月以降からの5年間で、古いグループから順次更新をさせていただくことになっています。今年9月30日までに指定した業者につきましては更新の時期は決まっていますが、10月以降、新たに新規に指定した業者につきましては、指定した日から5年間で更新をさせていただくこととなります。</p>
小田委員	<p>なぜ質問したかといいますと、平準化されて、年間100者ずつ分けられるようにうまく仕組みづくりをしているのかなというところが、どうなのかと思ってお聞き</p>

	したのです。
管路課長	そのとおりです。
小田委員	そうすると、平成10年から登録した順番で100ずつ切っていくみたいな形になっていくということなののでしょうか。
管路課長	法律上、平準化した形で切るということではなくて、指定した時期ごとにグループ分けし、古いグループから順に5年間で変えていくという形になりますので、新規指定した時期が集中していれば、その年度はどうしても多くなります。
小田委員	分かりました。
木村委員	今、新規更新という話があったのですけれども、5年ごとに更新サイクルをするということですが、次にまた更新となった業者の基準というのは、この人は更新していいところなのか、資質が落ちていないのかどうか、技術力は不足していないのかどうかということは、調査したり検査したりする基準などはあるのですか。ただ更新すればいいですよということではないですよ。これ自体が資質の欠如の対応ですよ。そのための更新ですよ。新たに更新し5年サイクルでやるということですよ。
管路課長	今の指定業者については、苦情があるということ以外に、住所が変わっても、廃業しても、手続きをせずにそのままになっている業者もいて、実際、局の方から連絡を取ろうと思っても取れない業者がいます。ただ、あくまでも今の指定工事業者につきましては、一定の条件を有することを確認して指定をしていますので、その内容が一部でも欠落していれば、当然、指定はできません。更新にあたっては、その点はしっかり確認させていただくことになります。
木村委員	ありがとうございます。
紅露会長	今のご質問に関係するのですけれども、最初、手数料と聞いたときに、その業者が営業しているということに対する手数料なのかと思ったのです。認定手数料なのかと思ったら、今の一連のご説明をうかがって、事務手数料という解釈が正しいということですね。今のご質問の中にもありましたが、資質欠如の業者を排除することと、事務手数料を取るということに少し距離があるのではないかという気がしていて、資質を維持したり、欠如しているものを排除したりするために、例えば研修をする場を設けていらっしゃるのか、もしくは事業者に対して水道局から、必要で求めているものをきちんと相手に伝えるような取組みがなされているのかど

	<p>うか。ぜひ、教えていただきたいと思います。</p>
<p>管路課長</p>	<p>業者の資質確保という話の中で、今回の質問項目にございましたけれども、指定給水装置工事事業者に講習会を受講していただくことになっております。その中で、当然、指定給水装置工事事業者で保有すべき法律上の内容ですとか、技術の内容及びお客様からこういった苦情がありますという事例等を説明している中で、業者の方には、そのようなことは十分分かって施工してください、という指導や要請を行っています。講習会は毎年度必ず県内4会場で開催しています。工事事業者の方には、どこかの会場で受講していただいて、内容確認をした上で業務にあたっていただくように取組みを進めているところです。</p>
<p>紅露会長</p>	<p>ありがとうございます。事務手数料を取るということなので、それは必要な事務手数料なのだと思うのですが、今、ご説明いただいたようなことも含めて、工事業者の資質の確保、維持といったものについても有効に、こういった収入をご活用いただくようなこともぜひご検討いただきたいと思います。そうは言っても、あくまでも能力がある人を指定するという制度の趣旨から考えると、あまり不必要に、例えば手数料を高く設定して特定の業者を囲い込むようなことは、当然のことながらこの制度の趣旨に反することではないかと思っておりますので、ぜひ、利用されているお客様のサービス向上のために、技術者・技能者の継続教育は世界的な流れになっておりますので、継続的に講習会等を継続いただければと思っております。</p> <p>ほかにご質問はよろしいでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>本日、予定しておりました議事は以上となります。委員の皆様からご意見、また、水道局から報告等はございませんでしょうか。</p>
<p>池田委員</p>	<p>私も各種の委員会や会社の会議に出ていますけれども、席上に資料が配賦されますと、分厚い資料が出てきた場合、よくやっているなと喜ぶ社長と、練りが足りないこんな事では駄目だと突き返す社長と、2種類に分かれます。私は今回、この資料を頂きまして、あまりの厚さにびっくり致しました。困惑して事務局に問い合わせをした次第です。私事ですが、思ったよりも今年の7月は忙しく、体調が悪い等もありまして、なかなか読み込むのが大変でした。質問をするため、いろいろ聞いたりしたのですが、中味を見ると全部で五十数頁あって、この量に私は驚いたのですけれども、よく読んでみると、これは半分くらいで済むのではないかと。はっきり言って、1枚目の、令和1年、令和2年、この部分というのはほとんど、2年後は白紙ですね。令和元年は、書いてありますけれども、これは同左、で済むような内容です。2枚目に関しては、スペースはありますけれども、目標設定項目がスペースとして5ありますが、二つとか三つで済みます。そうであれば、これは印刷しなくてもいいのではないかと。2枚目の一番下、2次評価欄も全く不必要です。読み手にとっての、時間をセービングすることを考えていただきたいと思うのです。</p>

	<p>一人頭1時間かかるかすると、その総時間のコストを考えると膨大なものになるわけです。30分でも1時間でも読み込む時間を節約することを、作る側は考えて頂きたい。形式的にワークシートで楽だからというのは分かるのですが、読む側にとっては、全部に目を通して行かなければならない。読んでみると、これは同じ内容で、見る所は半分位ではないかと。この点について作成者側は考えて頂きたい。このまま使うのであれば、せめて印刷の範囲を指定する位で、ここは読まなくてもいいという位の、時間の節約の仕方を今後考えていただきたいと。今回は残念ながら時間切れで質問を提出することができませんでした。非常に申し訳無く思っておりますが、その大きな要因は、ボリュームに圧倒され、毎日少しずつ読んでいたのですが、結局、全体としてこの部分はどうなのだろうという疑問、を抱くにまで至ることができなかった点にあります。是非、来年以降は必要な部分だけを印刷していただいて、資料として頂戴したいものだと思っております。</p>
<p>紅露会長</p>	<p>今、いただいたご意見を踏まえて、局にはぜひご検討いただきたいと思っております。資料を作られる局の皆さんは、かなり多くの部局から結果を集約して資料を作成しております。それも限られた時間でやらなければいけないという事情は、我々としても十分に理解しておりますので、「できる範囲で」というと後ろ向きかとは思っておりますけれども、ぜひ、今のご意見を踏まえて、必要なところは改善等をお願いしたいと思っております。あとは、読む時間の十分な確保。その点は特に問題はないと思っておりますが、その辺のバランスも踏まえて、ご検討いただきたいと思っております。</p>
<p>経営管理課長</p>	<p>審議会でのご意見は私どもとしても、貴重なご意見をいただく場だと思っておりますので、より一層、有意義な意見をいただけるように、もう少しメリハリのついた、ここがポイントですというふうに絞って、時間の無駄になることのないような資料づくりを心がけ、次回からはより良くしていきたいと思っております。</p>
<p>紅露会長</p>	<p>ありがとうございます。 ということで、一応、ここまでで議事は終わりましたので、事務局にお返ししたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>当審議会委員の大貫委員、加藤委員、岸波委員におかれましては、審議会委員の任期が本年9月30日までとなっております。開催日程の関係上、本日の審議会がおそらく最後になると思います。3人の方から順番に退任のごあいさつをちょうだいしたいと思います。 大貫委員からお願いいたします。</p>
<p>大貫委員</p>	<p>大貫でございます。4年数か月、本審議会の委員をさせていただきました。全国</p>

	<p>で 1,350 ある上水道事業体の中でもリーダー的な存在である新潟市の審議会に参加させていただき、水道事業体の現状を肌で感じる事ができたこと、また使用者の方々の話を聞いたことは貴重な経験でした。新潟市の水道事業は、さすがに全国トップクラスだけあって、事業運営がしっかりしているなどというのが、この4年数か月の感想です。新・マスタープランを最後まで見届けることができませんでしたけれども、目標を達成することを祈っております。長い間、ありがとうございました。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。 続いて、加藤委員お願いいたします。</p>
<p>加藤委員</p>	<p>こんにちは。加藤です。水道局のモニターからこの委員をやらせていただきまして、今まで、蛇口をひねれば水が出るということしか分かっていなくて、川から取って飲むまで、こんなにいろいろなことがあって、いろいろな人がかかわって、ご苦労されているということがよく分かりました。たまに水道管工事をやっていますのも、水がここから流れてくるのだなということも意識していなかったもので、こういう機会に出させてもらって、皆さんの働きの中で保っているのだなということがよく分かりました。たくさんの方が分かりましたけれども、まだ分かっていないこともあると思います。本当にご苦労さまです。これからも、おいしい水を感謝して飲みたいと思います。ありがとうございました。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。 続いて、岸波委員お願いいたします。</p>
<p>岸波委員</p>	<p>本日は、暑い中、皆様と会議に参加させていただき、ありがとうございました。水道モニターとして、また、経営審議会委員として活動してこれたことは、私にとって大変な貴重な経験となりました。いかにしてたくさんの皆様によって支えられていたかを実感することもできました。役員は退任いたしますが、これからも地域の一人として、皆様と連携し、相互に協力し合っていけたらと思っております。これからもよろしくお願ひ申し上げます。</p>
<p>紅露会長</p>	<p>ごあいさついただきありがとうございました。9月末でお三方が退任されるということで、専門的なお立場から、そして利用されるお客様目線で公募委員として2年間お務めいただいたお三方に、改めて感謝を申し上げます。水道事業で技術的なところから経営的なところまで、非常に幅広い事項がございました。そのバランスがどこかで崩れてしまうと、持続可能な運営が困難になるという意味では、技術的なこともそうですし、利用されているお立場から、幅広い意見を局の皆さんにぶつけていただくというのは、座っていらっしゃる局の皆さんのためになるのではないかと考えておりますので、今回、委員を任期満了で退任されるということなのです。</p>

	<p>けれども、引き続き、気がついた点やご意見等がございましたら、ぜひ有益、建設的なご意見をお寄せいただければと思っております。お三方、どうもありがとうございました。</p> <p>残りの方なのですが、しばらく委員の任期がございますので、引き続き有益なご意見をお寄せいただきたいと思っております。</p> <p>今後の日程につきましては事務局に調整等を進めていただきたいと思いますけれども、委員の皆様よろしいでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>それでは今後のことにつきましては事務局によろしくお願ひしたいと思ひます。以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>皆様、長時間にわたり大変ありがとうございました。</p> <p>今、会長がおっしゃいましたけれども、今年度第2回目の経営審議会の開催について、10月中旬から下旬を考えております。事務局で改めて日程調整させていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日の議事録については、後ほど内容を確認いただき、ホームページに掲載する予定としておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>